

改正

平成19年12月19日条例第14号

平成23年3月14日条例第4号

平成26年6月20日条例第6号

平成27年12月15日条例第22号

御宿町道路占用料徴収条例

(目的)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第39条の規定に基づき、町が徴収する道路占用料（以下「占用料」という。）の額及び徴収の方法について、定めることを目的とする。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、道路法第32条の規定による許可を受けた者（以下「占有者」という。）から徴収する。

2 占用料は、道路の占有を許可した際その全額を徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、占有期間が2年以上にわたる場合にあっては、年額により毎会計年度の初めに徴収する。

4 町長は、占用料が特に多額であるとき又はその他の事由により一時に全額を納付することが困難であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず占有者の申請により、当該年度内において3回以内に分割徴収することができる。

(占用料の還付)

第4条 すでに納付した占用料は、還付しない。ただし、道路法第71条第2項の規定により占有の許可を取り消した場合は、この限りでない。

(占用料の減免)

第5条 町長は、道路の占有物件が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、占有者の申請により、占用料の全部又は一部の額について減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が行なう事業により占有するとき。

(2) ガス、電気、水道及び下水道の引込み及び排水管の埋設により占有するとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、公共の利益となる事業により占用するとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月19日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条)

| 占用物件 | | 占用料 | |
|----------------------|-----------------------|------------------|--------|
| | | 単位 | 金額 (円) |
| 道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 電柱 (支線及び支柱を除く。) | 1本につき1年 | 840 |
| | 電話柱 (支線及び支柱を除く。) | 1本につき1年 | 490 |
| | その他の柱類 | 1本につき1年 | 49 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1mにつき1年 | 4 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 2 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 480 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 290 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 980 |
| | 郵便差出箱 | 1個につき1年 | 410 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メー | 710 |

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|------------------|-----|
| | | トルにつき1年 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 980 |
| 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 20 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 29 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 44 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 59 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 88 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 110 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 200 |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 290 |
| | 外径が1メートル以上のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 590 |
| 道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 980 |
| 道路法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 上空に設ける通路 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 350 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 980 |
| 道路法第32条第1項第6号に掲げる | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 7 |

| | | | | |
|----------------------------------|------------------|-----------------------------------|--------------------------|------------------|
| 施設 | その他のもの | | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 71 |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 71 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 710 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 780 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 7 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 71 |
| | | 幕（道路法施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 |
| | アーチ | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 71 |
| | | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 710 |
| | その他のもの | | 1基につき1月 | 350 |
| 道路法施行令第7条第4号及び第5号に掲げる施設 | | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 71 |

備考

- 1 占用料の額が1件100円未満の場合は、100円とする。
- 2 占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、表に定める額に1.08を乗じて得た額とする。
- 3 各年度の初日後に区域の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間（電線共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。以下備考の7において同じ。）に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間））が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。